

山梨県選挙管理委員会告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年一月四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

選挙区名

三分の一の数

西八代郡・南巨摩郡

一四、〇二八

中巨摩郡

五、四五五

南都留郡

一二、九三五

甲府市

五一、六一二

富士吉田市

一三、四四〇

都留市・西桂町

九、四八二

山梨市

九、五八六

大月市

六、六四三

韮崎市

八、〇八五

南アルプス市

一九、七六五

北杜市

一三、三五六

甲斐市

二〇、九五四

笛吹市

一九、〇二二

上野原市・北都留郡

六、八四四

甲州市

中央市

八、六七七

八、一六〇